

現年
公共事業 令和 07 年度 補助治山事業

工事設計図書

工 事 番 号 保総改良 第 7101-0-001 号

河川路線名等 加古川～揖保川流域
工 事 名 保安林総合改良事業（7H第2号）

工 事 箇 所 姫路市山田町南山田

細かいそ名 保安林総合改良

起工伺兼工事設計書

本庁

課長	副課長	係長	審査
----	-----	----	----

県民局

局長	副局長	所長	副所長	森林専門員	精算・審査	設計
----	-----	----	-----	-------	-------	----

管理課・業務課

副所長	課長	担当
-----	----	----

起案 令和 年 月 日
決定 令和 年 月 日
起工番号 第 号

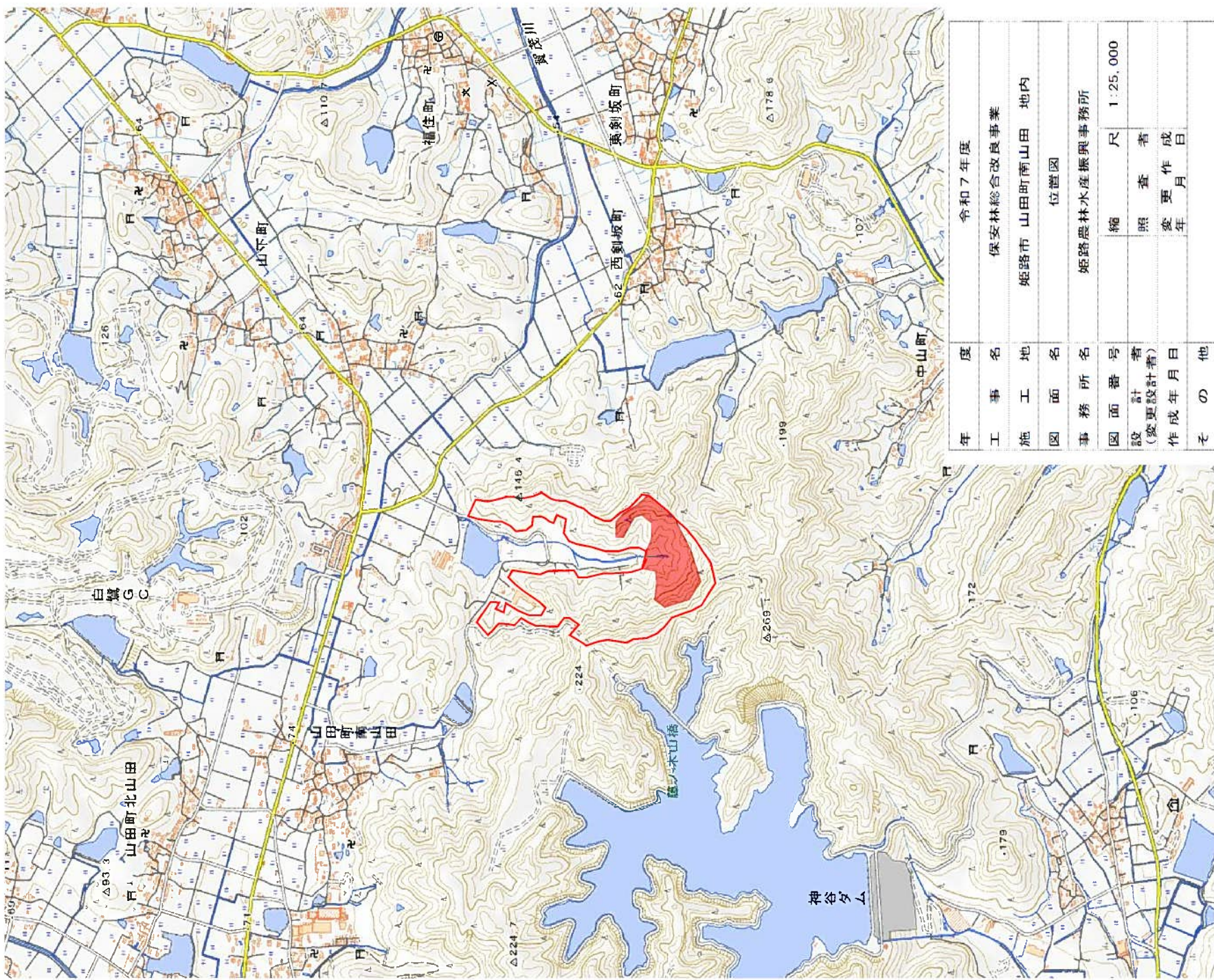
現年
公共事業 令和 07 年度 補助治山事業

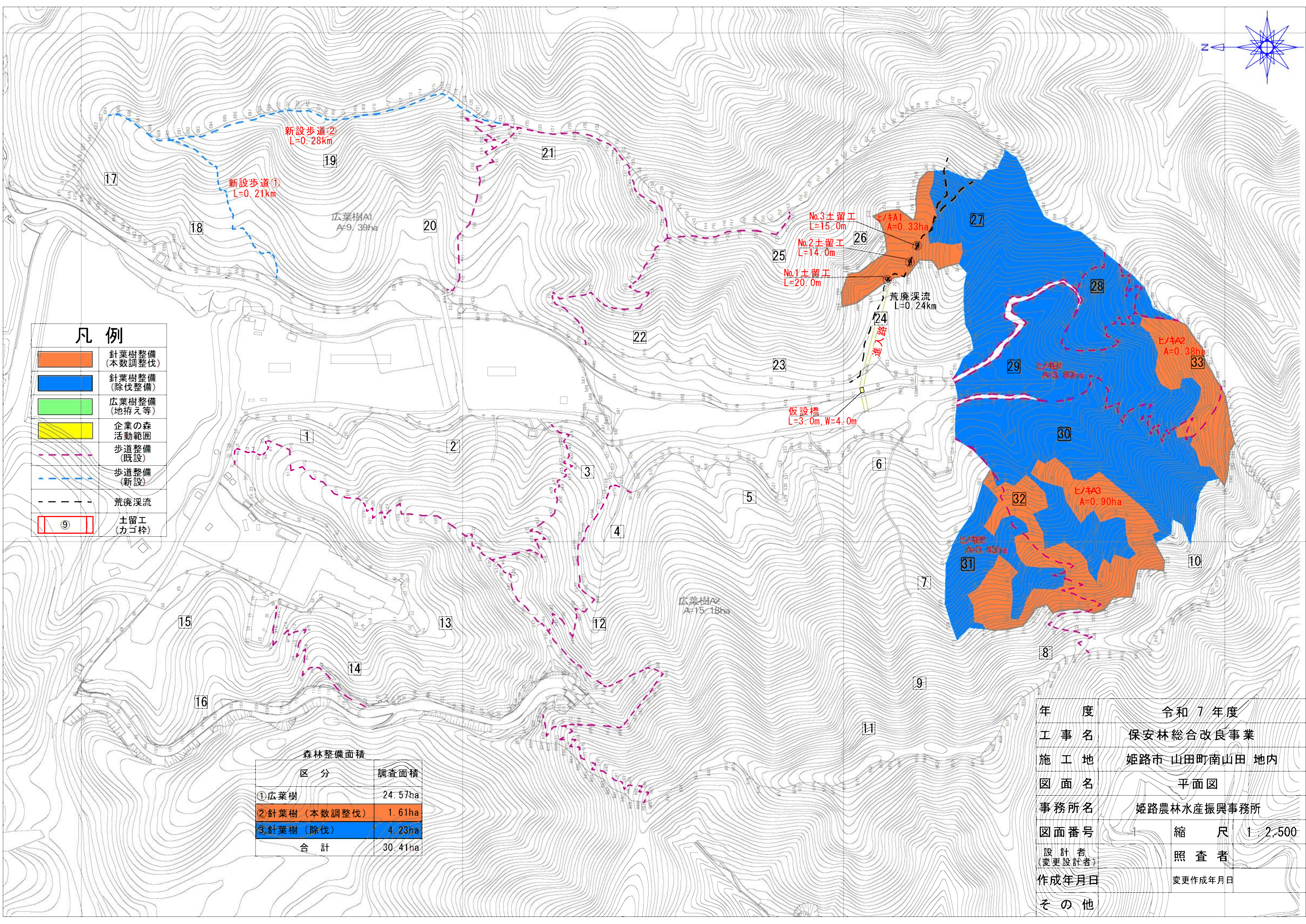
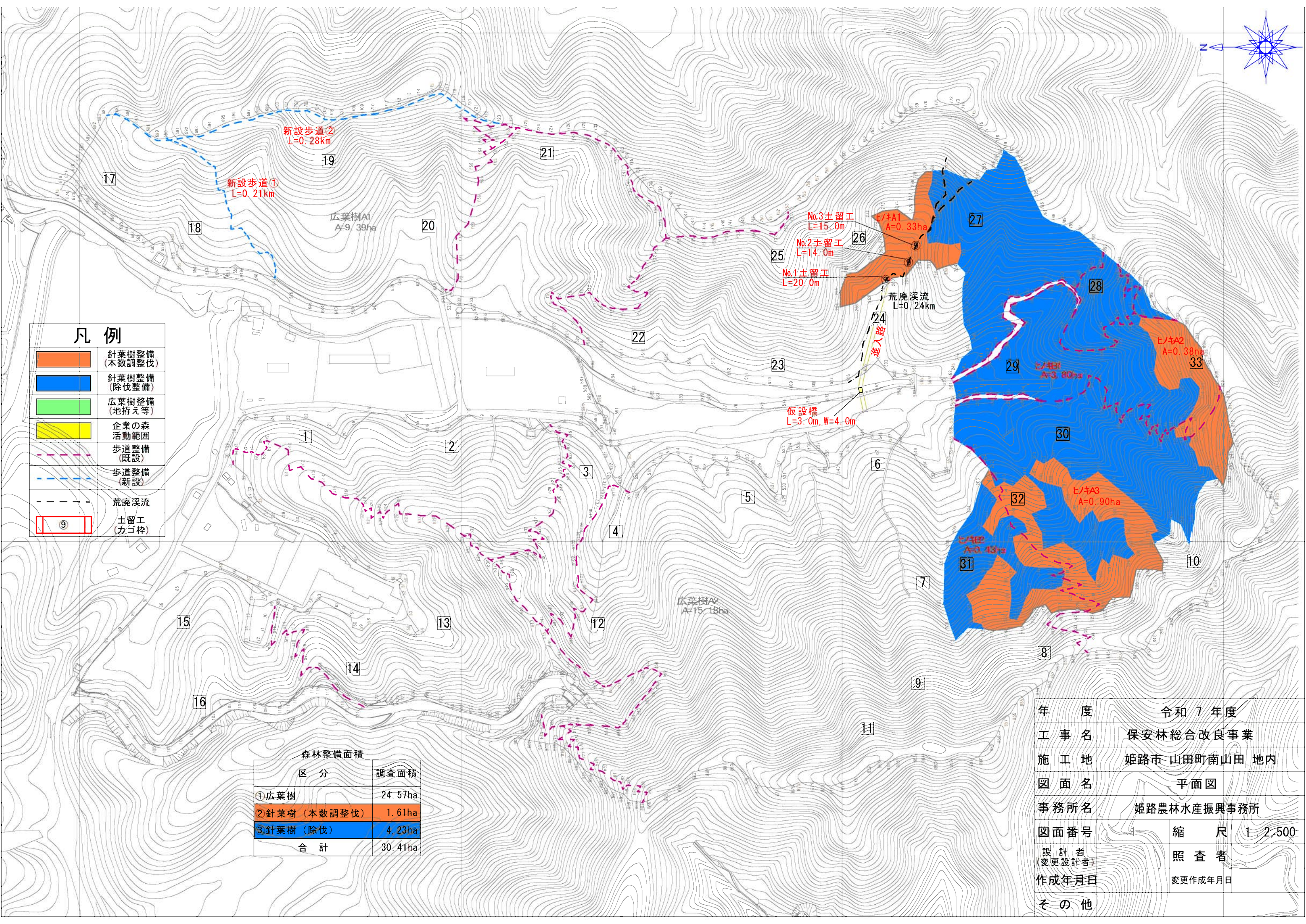
工事番号		保総改良		第 7101-0- 001 号		工 事 概 要			
工 事 費						延 長 L =		幅 員 W =	
設計額 [基準適用]		実 施 (前回変更) 円	今回変更 円	増 減 額 円		左 岸 L =		右 岸 L =	
						概 要 名		数 量	単 位
請 負 額						森林整備		1.0	式
工 期	施工日数	日							
	施工期限	令和 7年12月19日限り	年 月 日限り						
執 行 方 法		請 負							

施行管理計画番号	枝番号

会計	
節	
契約方法	
契約理由	

位置図





令和7年度 保安林総合改良事業 姫路市 山田町南山田 地内

新設歩道②
L=0.28km

新設歩道①
L=0.21km

広葉樹A1
A=9.39ha

No.3土留工
L=15.0m

No.2土留工
L=14.0m

No.1土留工
L=20.0m

荒廃溪流
L=0.24km

仮設橋
L=3.0m, W=4.0m

ヒノキA1
A=0.33ha

ヒノキA2
A=0.38ha

ヒノキA3
A=0.90ha

ヒノキB1
A=0.43ha

ヒノキB2
A=0.43ha

広葉樹A2
A=15.18ha

凡例

- 針葉樹整備 (本数調整伐)
- 針葉樹整備 (除伐整備)
- 広葉樹整備 (地拵え等)
- 企業の森 活動範囲
- 歩道整備 (既設)
- 歩道整備 (新設)
- 荒廃溪流
- 土留工 (カゴ枠)

森林整備面積	
区分	調査面積
①広葉樹	24.57ha
②針葉樹 (本数調整伐)	1.61ha
③針葉樹 (除伐)	4.23ha
合計	30.41ha

年度	令和7年度
工事名	保安林総合改良事業
施工地	姫路市 山田町南山田 地内
図面名	平面図
事務所名	姫路農林水産振興事務所
図面番号	縮尺 1:2,500
設計者 (変更設計者)	照査者
作成年月日	変更作成年月日
その他	

凡 例

	針葉樹整備 (本数調整伐)
	針葉樹整備 (除伐整備)
	広葉樹整備 (地拵え等)
	企業の森 活動範囲
	歩道整備 (既設)
	歩道整備 (新設)
	荒廃溪流
	土留工 (カゴ柵)

森林整備面積

区 分	調査面積
① 広葉樹	24.57ha
② 針葉樹 (本数調整伐)	1.61ha
③ 針葉樹 (除伐)	4.23ha
合 計	30.41ha

年 度 令和 7 年度
工 事 名 保安林総合改良事業
施 工 地 姫路市 山田町南山田 地内
図 面 名 平面図
事 務 所 名 姫路農林水産振興事務所
図面番号 縮 尺 1:2,500
設 計 者 (変更設計者) 照 査 者
作成年月日 変更作成年月日
そ の 他

凡 例

	針葉樹整備 (本数調整伐)
	針葉樹整備 (除伐整備)
	広葉樹整備 (地拵え等)
	企業の森 活動範囲
	歩道整備 (既設)
	歩道整備 (新設)
	荒廃溪流
	土留工 (カゴ枠)

森林整備面積

区 分	調査面積
①広葉樹	24.57ha
②針葉樹 (本数調整伐)	1.61ha
③針葉樹 (除伐)	4.23ha
合 計	30.41ha

年 度 令和 7 年度

工 事 名 保安林総合改良事業

施 工 地 姫路市 山田町南山田 地内

図 面 名 平面図

事 務 所 名 姫路農林水産振興事務所

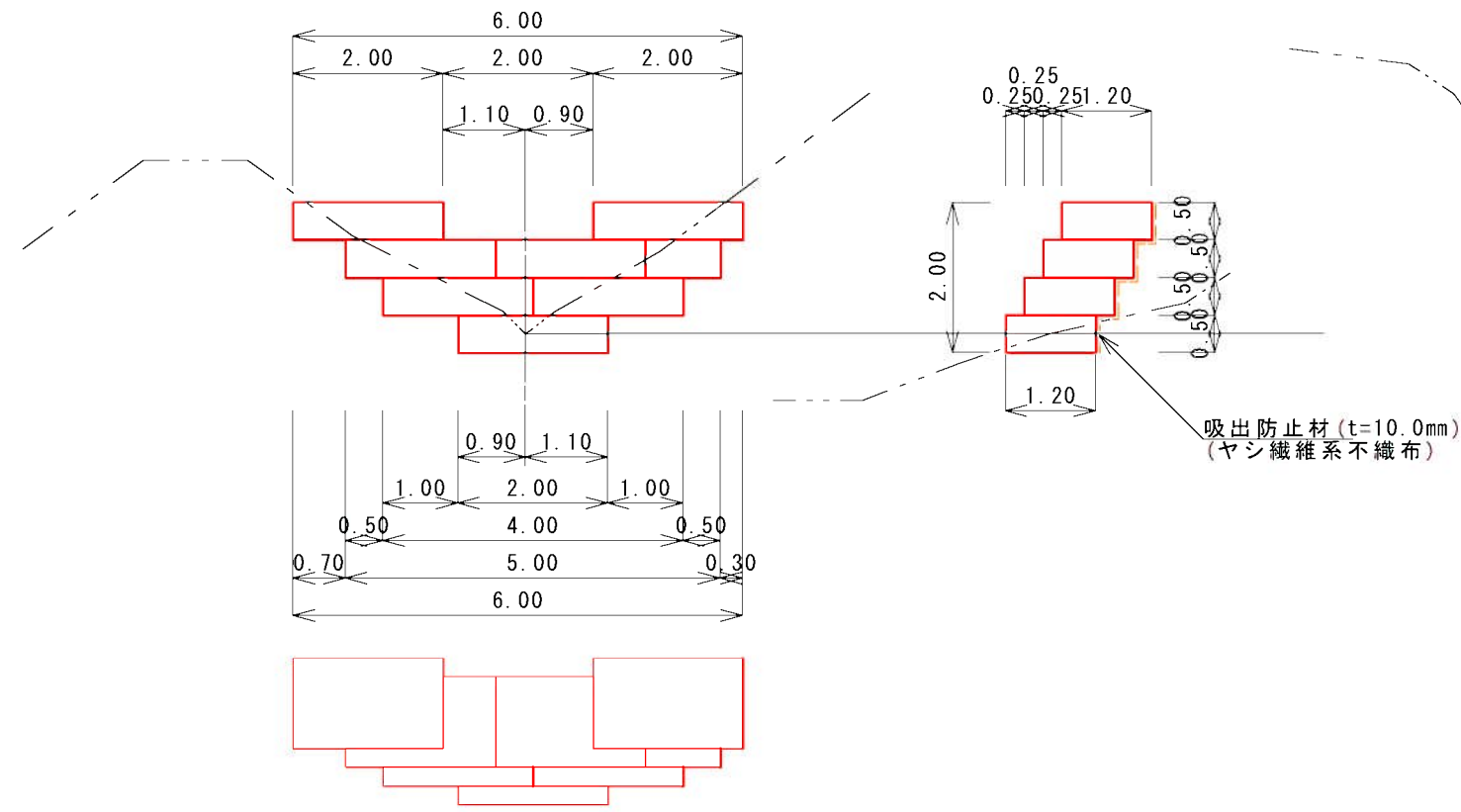
図面番号 縮 尺 1:2,500

設 計 者 照 査 者

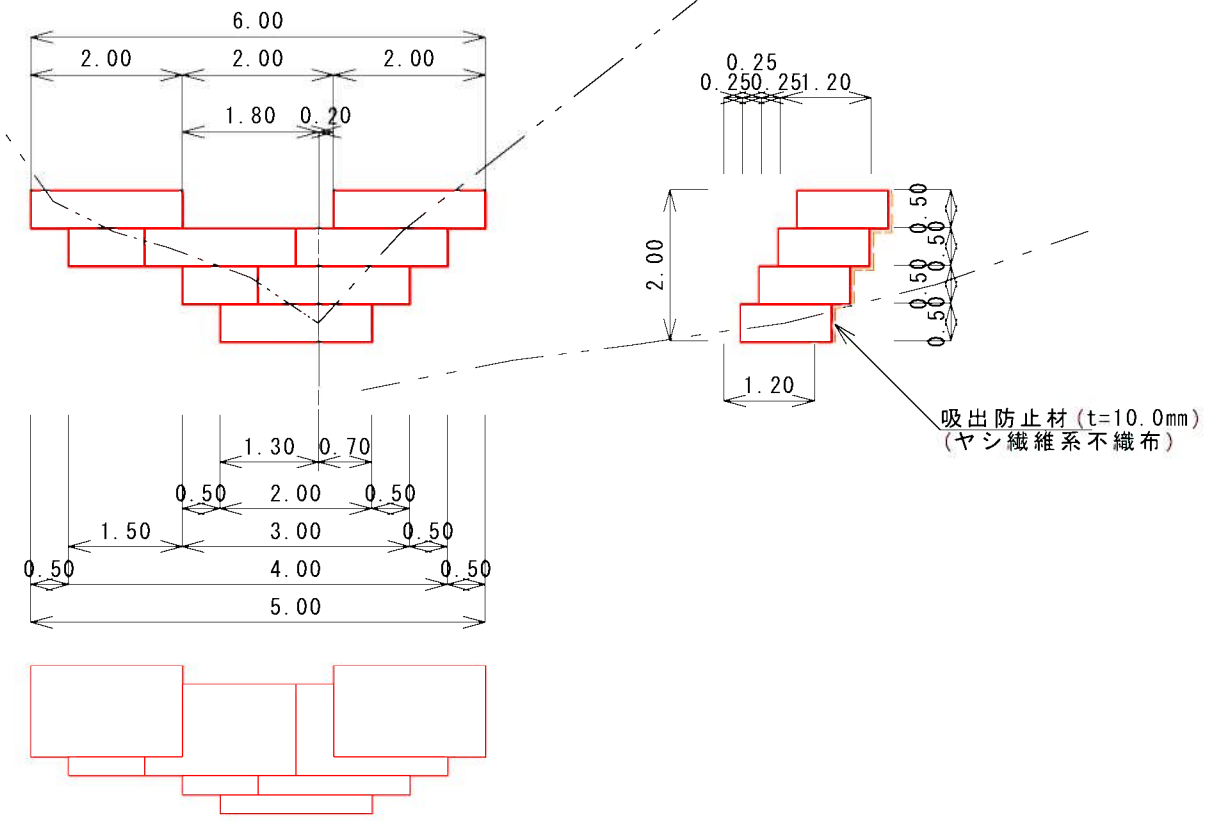
作成年月日 変更作成年月日

そ の 他

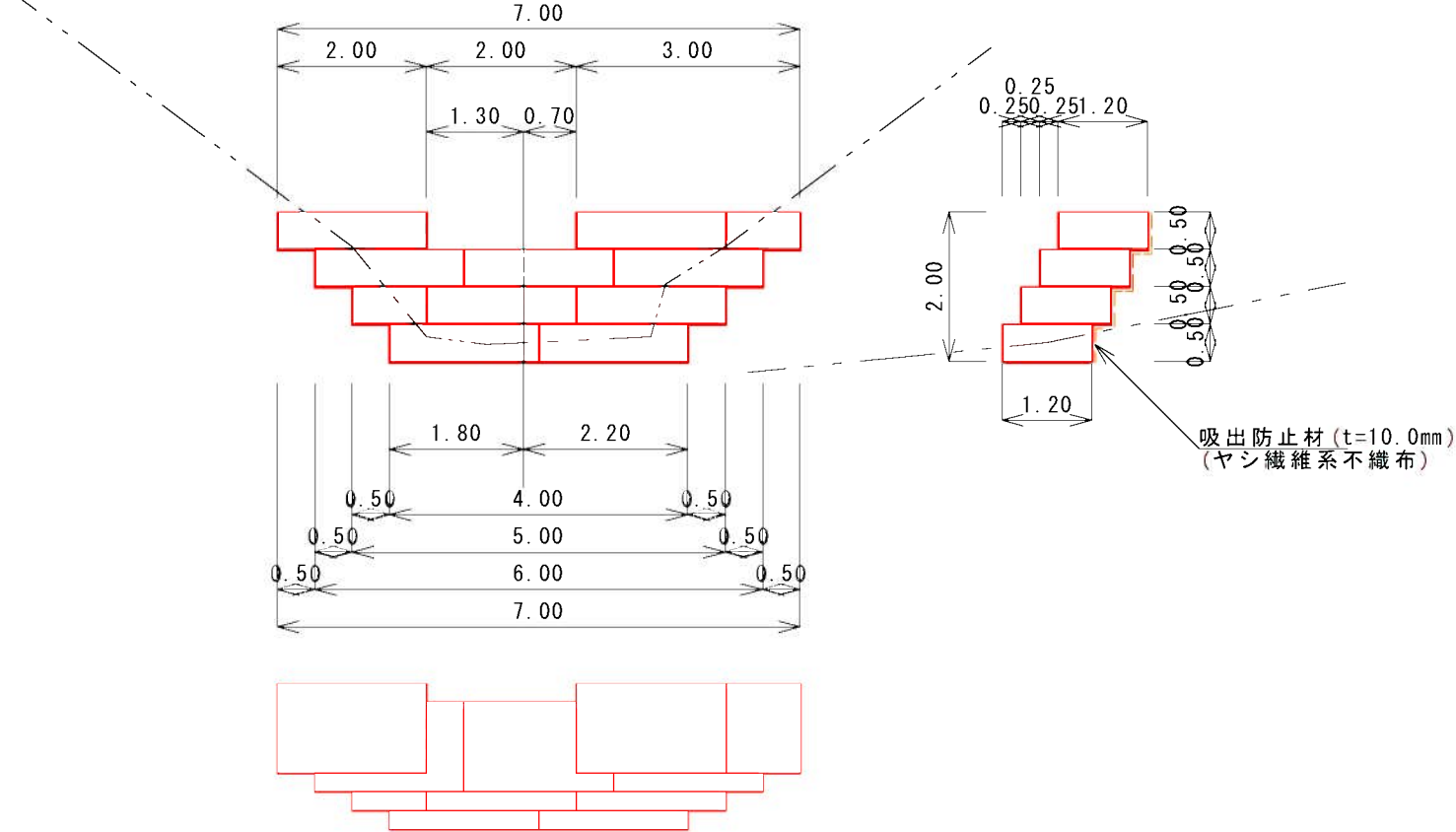
No.2土留工(カゴ枠)
カゴ枠A=7.5m²



No.3土留工(カゴ枠)
カゴ枠A=7.0m²

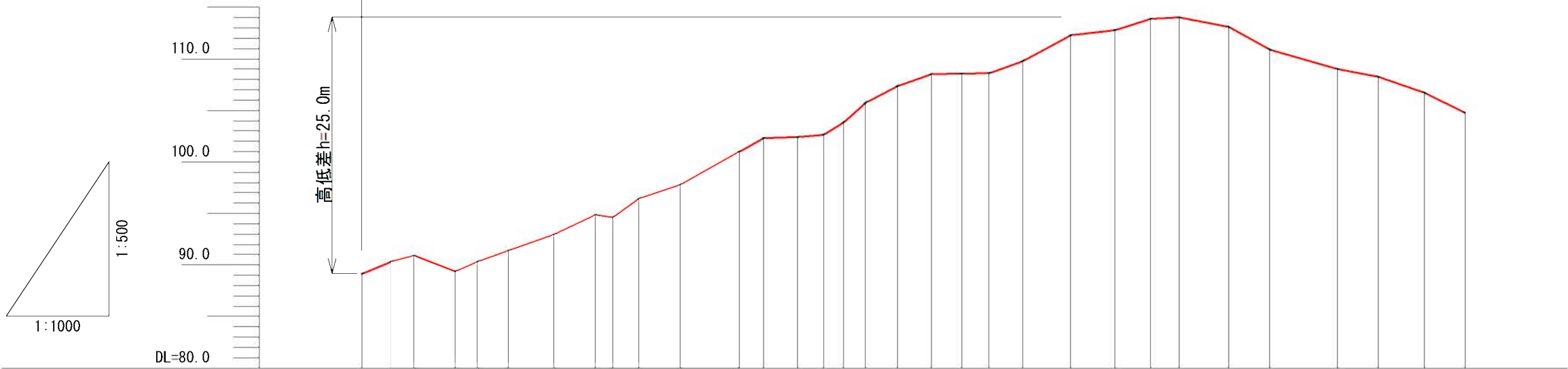


No.1土留工(カゴ枠)
カゴ枠A=10.0m²



年 度	令和 7 年度		
工 事 名	保安林総合改良事業		
施 行 地	姫路市山田町南山田		
図 面 名	土留工構造図(カゴ枠)		
事務所名	兵庫県姫路農林水産振興事務所		
図面番号		縮 尺	1:100
設 計 者		照 査 者	
作成年月日		変更作成年月日	
そ の 他			

年 度	令和 7 年度(計画)		
工 事 名	保安林総合改良事業		
施 工 地	姫路市 山田町南山田 地内		
図 面 名	歩道①縦断面図		
事務所名	姫路農林水産振興事務所		
図面番号		縮 尺	図 示
設 計 者 (実務設計者)		照 査 者	
作成年月日		変更作成 年月日	
そ の 他			



測点																																				
単距離	0.0	5.7	4.5	8.0	4.3	6.0	8.9	8.0	3.4	5.1	8.0		11.5	4.7	6.7	5.0	3.9	4.3	6.2	6.6	5.9	5.3	6.5	9.4	8.6	6.9	5.5	9.7	8.0		13.2	7.8	9.1	7.8		
追加水平距離	0.0	5.7	10.2	18.2	22.5	28.5	37.4	45.4	48.8	53.9	61.9		73.4	78.1	84.8	89.8	93.7	98.0	104.2	110.8	116.7	122.0	128.5	137.9	146.5	153.4	158.9	168.6	176.6	189.8	197.6	206.7	214.5			
垂直距離	0.0	1.2	0.6	-1.6	1.0	1.1	1.5	1.9	-0.2	1.8	1.4		3.2	1.3	0.1	0.2	1.2	2.0	1.6	1.1	0.1	0.0	1.2	2.5	0.5	1.1	0.2	-1.0	-2.2	-1.9	-0.7	-1.6	-1.9			
追加垂直距離	89.1	90.3	90.9	89.3	90.3	91.4	92.9	94.8	94.6	96.4	97.8		101.0	102.3	102.4	102.6	103.8	105.8	107.4	108.5	108.6	108.6	109.8	112.3	112.8	113.9	114.1	113.1	110.9	109.0	108.3	106.7	104.8			
構造物高																																				
床掘深																																				
勾配																																				

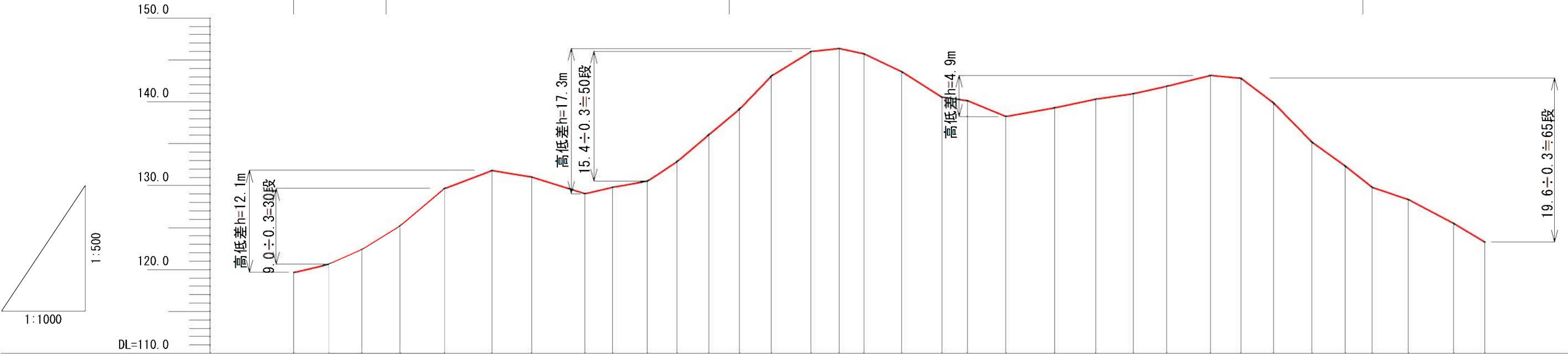
-7. 6度

平均勾配18. 2%

平均角度10. 3度

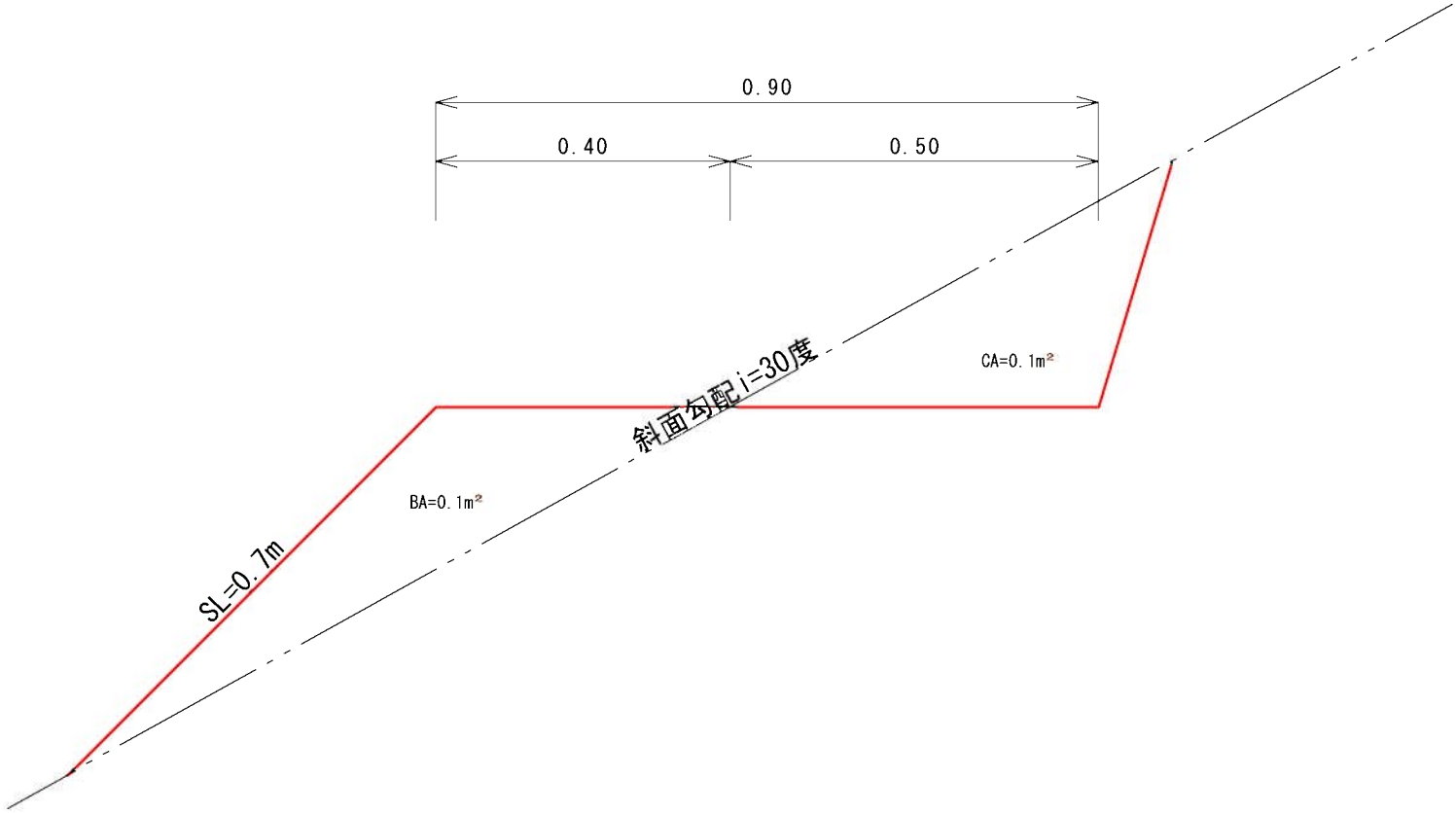
-13. 3%

年 度	令和 7 年度(計画)		
工 事 名	保安林総合改良事業		
施 工 地	姫路市 山田町南山田 地内		
図 面 名	歩道2縦断面		
事務所名	姫路農林水産振興事務所		
図面番号	縮 尺	図 示	
設 計 者 (変更設計者)	照 査 者		
作成年月日	変更作成 年月日		
そ の 他			



測点	h25	h31	h32	h33	h34	h35	h36	h37	h38	h39	h40	h41	h42	h43	h44	h45	h46	h47	h48	h49	h50	h51	h52	h53	h54	h55	h56	h57	h58	h59	h60	h61	h62	f53
単距離	0.0	8.4	7.9	9.0	10.6	11.3	9.5	12.7	6.6	8.3	7.1	7.5	7.4	7.6	9.5	6.7	5.9	9.1	9.5	6.1	9.2	11.6	9.8	9.0	8.0	10.4	7.2	7.8	9.2	8.0	6.4	8.6	10.8	7.5
追加水平距離	0.0	8.4	16.3	25.3	35.9	47.2	56.7	69.4	76.0	84.3	91.4	98.9	106.3	113.9	123.4	130.1	136.0	145.1	154.6	160.7	169.9	181.5	191.3	200.3	208.3	218.7	225.9	233.7	242.9	250.9	257.3	265.9	276.7	284.2
垂直距離	0.0	1.0	1.8	2.8	4.5	2.1	-0.8	-1.9	0.7	0.8	2.3	3.2	3.1	3.9	2.9	0.4	-0.7	-2.1	-3.0	-0.4	-1.9	1.0	1.0	0.7	0.9	1.3	-0.4	-2.9	-4.7	-2.9	-2.5	-1.4	-2.9	-2.2
追加垂直距離	119.6	120.6	122.4	125.2	129.7	131.8	131.0	129.1	129.8	130.6	132.9	136.1	139.2	143.1	146.0	146.4	145.7	143.6	140.6	140.2	138.3	139.3	140.3	141.0	141.9	143.2	142.8	139.9	135.2	132.3	129.8	128.4	125.5	123.3
構造物高																																		
床掘深																																		
勾配		33%									39%																33%							

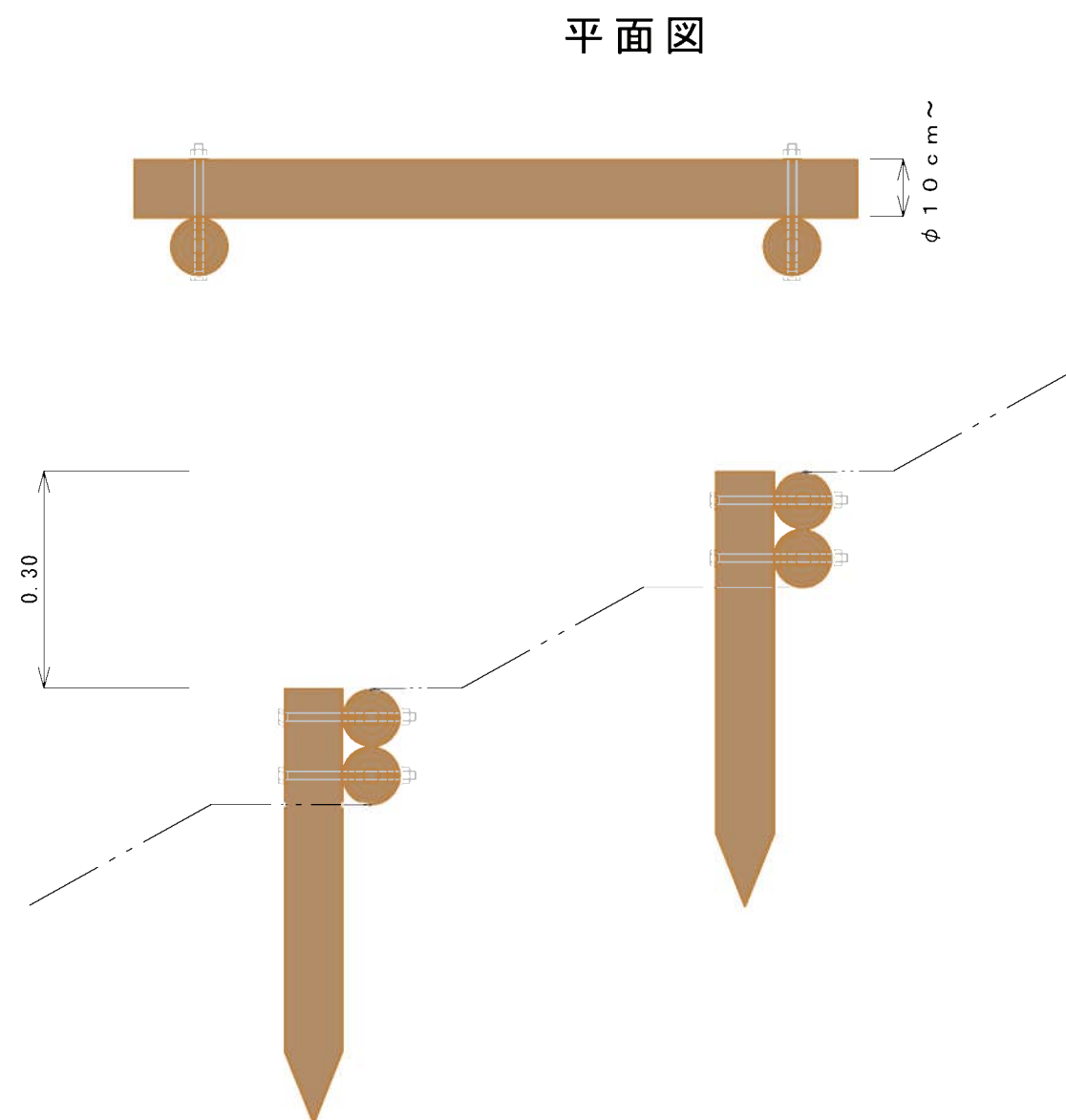
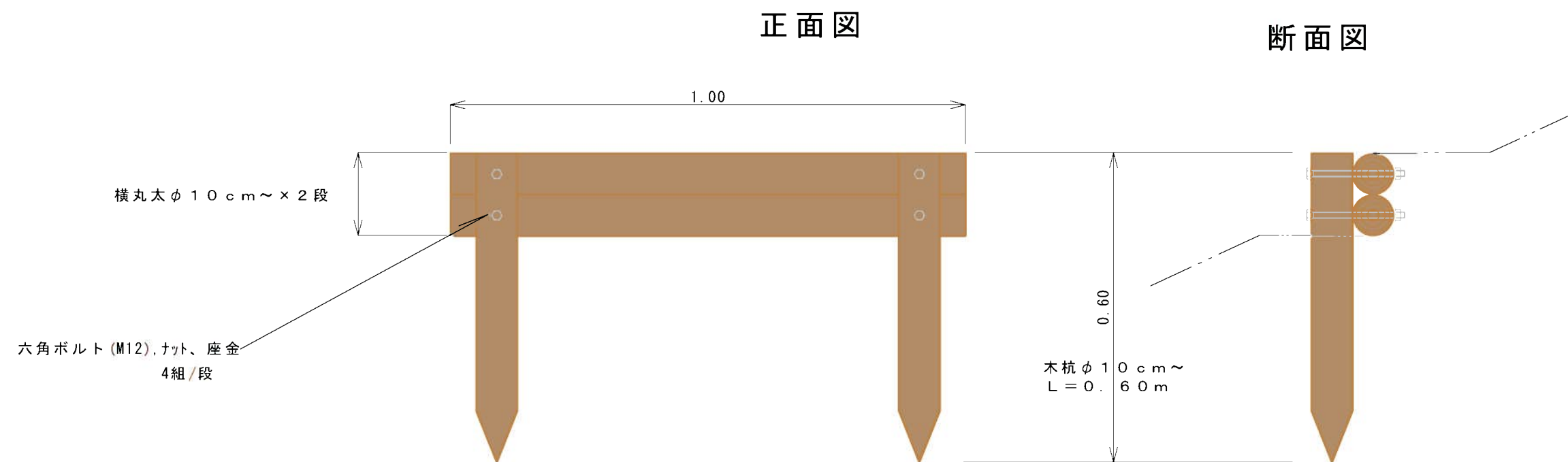
断面図



数量表

数量表		10m当たり
階段切付(平均傾斜35度以下)		10.0m
斜面整地(礫質土)		7.0m ²

年 度	令和 7 年度		
工 事 名	保安林総合改良事業		
施 行 地	姫路市山田町南山田		
図 面 名	歩道工標準図		
事務所名	兵庫県姫路農林水産振興事務所		
図面番号		縮 尺	1 : 1 0
設 計 者		照 査 者	
作成年月日		変更作成年月日	
そ の 他			



数量表	
	10段当たり
木杭 $\phi 10\text{ cm} \sim L = 0.60\text{ m}$	20本
横丸太 $\phi 10\text{ cm} \sim \times 2$ 段	20本
六角ボルト (M12), ナット、座金	40組

※木材使用料 $V = 0.25\text{ m}^3$

年 度	令和 7 年度		
工 事 名	保安林総合改良事業		
施 行 地	姫路市山田町南山田		
図 面 名	丸太階段工（2段積み）標準図		
事務所名	兵庫県姫路農林水産振興事務所		
図面番号		縮 尺	1 : 10
設 計 者		照 査 者	
作成年月日		変更作成年月日	
そ の 他			

契約数量表

頁0-0001/0004

費目・工種明細など		規格 1・規格 2	単 位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減
本工事費						
森林整備						
治山土工		床掘、埋戻、掘削面整形	式		1	
作業土工						
床掘り						
掘削		砂・砂質土・粘性土・礫質土	m3		30	
埋戻し						
積込		砂・砂質土・粘性土・礫質土・軟岩 (I) A	m3		61	
掘削面整形						
土砂掘削面整形		粘性土・礫質土	m2		37	
造成基礎工		かご土留工 n=3基	式		1	
かご土留工						
鋼製かご枠						
かご枠工		高さ50cm、幅120cm、長さ200cm、詰石 (石砕)	m		49	
植栽準備工		針葉樹 (本数調整伐) A=1.61ha	式		1	
植栽準備工						
本数調整伐		ヒノキA				
本数調整伐 (選木、伐倒、枝払、玉切、片付)		ha当り伐採本数 590本	ha		0.71	

契約数量表

頁0-0002/0004

費目・工種明細など	規格1・規格2	単 位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減
本数調整伐(選木、伐倒、枝払、玉切、片付)	ha当り伐採本数 4 2 0 本	ha		0.9	
針葉樹(除伐)	ヒノキB				
枯損木等伐採	平均胸高直径9cm	本		423	
広葉樹林等整備	整備本数 1 4 0 0 (本/ha)	ha		4.23	
広葉樹林等整備	標準地内伐採木の直径の和 4 0 (cm)	ha		4.23	
歩道整備工	歩道 L=0.49km	式		1	
歩道設置工					
歩道					
階段切付	砂、砂質土、粘性土、礫質土	m		153	
斜面整地	礫質土	m2		107	
丸太階段					
丸太階段工		基		145	
小型不整地運搬車運搬	木材	m3		3	
仮設工					
仮設工	仮設橋	式		1	
工事用道路工					
工事用道路盛土					
路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	m3		9	

契約数量表

頁0-0003/0004

費目・工種明細など	規格 1・規格 2	単 位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減
土砂等運搬	土質→土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3		9	
処分費	土 砂	式		1	
敷鉄板					
敷鉄板賃料	22×1524×3048mm	枚		6	
敷鉄板設置／撤去		m2		27	
仮橋・作業構台工					
床掘り					
掘削	土砂 上記以外(小規模)	m3		1	
埋戻し					
埋戻し	上記以外(小規模) 土砂	m3		0.4	
基面整正		m2		3	
仮橋基礎					
基礎用鋼材設置・撤去	H型 [250*250]	m2		3	
H形鋼賃料	H形鋼 H250型	t		0.5	
基礎碎石工	かきこみ・敷均し、再生切込碎石	m3		0.6	
仮橋上部					
仮橋(仮栈橋)上部工架設工		t		0.6	
仮橋(仮栈橋)上部工撤去工		t		0.6	

契約数量表

頁0-0004/0004

[illegible]

森林土木工事共通仕様書

この工事は、①森林整備保全事業工事標準仕様書(林野庁長官通知)(以下、「林野仕様書」という。)、②森林土木工事共通仕様書(兵庫県農林水産部治山課)(以下、「森林土木仕様書」という。)、③土木請負工事必携(兵庫県土木部監修)(以下、「土木必携」という。)およびこの特記仕様書(以下、「特記仕様書」という。)に基づき施工・管理を行うものとする。

なお、上記①②③の仕様書については、以下の方法により入手すること。

①林野仕様書

- ・林野庁ホームページ

http://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/hyojun_siyosyo.html

- ・治山林道必携(積算・施工編)下巻

(一般社団法人 日本治山治水協会・日本林道協会発行)

- ・閲覧用図書

②森林土木仕様書

- ・兵庫県農林水産部治山課ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk15/shinrindobokushiyousyo.html>

- ・閲覧用図書

③土木必携

- ・兵庫県土木部ホームページ

https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks04/wd04_0000000062.html

- ・土木請負工事必携(公益社団法人 兵庫県まちづくり技術センター発行)

特 記 仕 様 書

1 現地説明会の開催について

当該工事の実施にあたり現地説明会を開催することとなった場合、同席すること。
また、説明会に先立ち、資料作成や現地準備等を指示された場合には対応すること。

2 工事実施に当たった調整について

施設代表者、隣接土地所有者、その他関係者に工事着工前に工事計画、方法等について説明し、施工にあたっては十分な配慮及び調整を行うこと。

3 工事車両の通行について

工事車両の通行にあたっては徐行・地元車両の優先通行を徹底し、安全な通行に努めること。

4 通行の安全について

通学時間帯、通勤時間帯における工事車両の通行については、特に注意するとともに、必要に応じ関係者と協議、調整すること。

5 植生基材吹付工・客土吹付工・種子吹付工などについて

(1) 標準的な材料の規格・数量

①モルタル吹付工、コンクリート吹付工

モルタル、コンクリートの強度は、18N/mm²程度以上

菱形金網は、線形 2.0mm 網目 50mm、アンカーピンは $\phi 9$ (D10) $\times$ L=200mm $\cdot$ 1.5 本/m²、及び $\phi 16$ (D16) $\times$ L=400mm $\cdot$ 0.3 本/m²

②植生基材吹付工

菱形金網は、線形 2.0mm 網目 50mm、アンカーピンは $\phi 9$ (D10) $\times$ L=200mm $\cdot$ 1.5 本/m²、及び $\phi 16$ (D16) $\times$ L=400mm $\cdot$ 0.3 本/m²

③植生マット、繊維ネット工

肥料袋付が 6 本/m²程度、肥料袋無しが 3 本/m²程度、アンカーピン $\phi 9$ (D10) $\times$ L = 200mm、止め釘 L=150mm

(2) 植生基材吹付工・客土吹付工・種子吹付工などの種子配合について

種子の配合・播種量、肥料、生育基盤材などについては、あらかじめ配合計画書を提出し、事前に監督員と協議すること。

6 建設副産物について

受注者は、森林土木工事共通仕様書(兵庫県農林水産部治山課)第9条(建設副産物)の規定によるほか以下の各項に留意し、監督員の承諾を得るものとする。

(1) 特定建設資材廃棄物の処分

①本工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年法律第104号)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、次の積算条件を設計しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後、明らかになった事情により、予定した積算参考条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

ア 分別解体等の方法

工程ごと の作業内容及び 解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	① 仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥ その他	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

上表「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

イ 再資源化等をすすめる施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	運搬距離	所在地	受入等諸条件	その他
残土	山陽採石(株)	24.0 km	神奈川県神河町 鍛冶 131	土木部の「建設副 産物の処理ならび に受入価格」に掲 載される当該施設 の受入条件を遵守 すること。	監督員 の指示 による。

上表については、積算参考条件を明示しているものであり、受入施設を指定するものではない。
受注者は、県登録施設から搬出先を選定し、施工計画書に記載して監督員に提出しなければならない。
い。なお、受注者の選定した施設が、積算参考条件と異なる場合においても設計変更は行わな
い。ただし、上表の施設が工事受注後に県登録施設から登録抹消されるなど、受入困難となっ
た場合は、設計変更を行うものとする。

この他、工事発注後に明らかになった事情により、当初想定した積算参考条件により難しい場合は、
監督員と協議の上、必要に応じて設計変更を行う。

②受注者は、契約締結までに建設リサイクル法第 12 条に基づき、必要事項を所定の書面に
記載し提出すること。また、工事が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、
次の事項を書面に記載し、監督員に報告することとする。

- ・再資源化が完了した日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事
現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。掲示様式は県 H P に掲載の様式若
しくは、建設副産物情報交換システムで出力される様式を使用すること。

(2) 建設資材廃棄物引渡完了報告の提出

建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡が完了した時には、「産業廃棄物等の
不適正な処理の防止に関する条例」（平成 15 年 3 月 17 日兵庫県条例第 23 号）第 16 条
の 3 に基づき、建設資材廃棄物処理引渡完了報告を監督員に提出しなければならない。

7 交通誘導員について

(1) 交通誘導員の有資格

- ①本工事に配置する交通誘導員は、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年 11 月 18 日国家公安委員会規則第 20 号）等に基づき、交通誘導警備検定合格者（1 級又は 2 級）を 1 名以上配置するものとする。
- ただし、同規則第 2 条の規定により、各公安委員会が必要と認める路線・区間以外で、所轄警察署等の打合せの結果、交通誘導警備検定合格者（1 級又は 2 級）以外の配置を認められた場合は、この限りでない。
- ②受注者は、交通誘導警備検定合格者の写しを監督員に提出するものとする。

(2) 交通誘導員の配置

交通誘導員については、下表のとおり計上していないが、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果又は、条件変更等に伴い必要となった場合は、配置及び編成に関して監督員と協議するものとして設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導員	編成	昼夜別	交替要員の有無

なお、交通誘導員 A、B の定義は次のとおり。

交通誘導員 A：警備業者の警備員（警備業法第 2 条 4 項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る 1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員

交通誘導員 B：警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの

8 余裕期間 フレックス方式について

全体工期 施行期限 令和 7 年 1 2 月 1 9 日限り
(余裕期間 フレックス方式)

- (1) 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と工期をあわせた全体工期を設定した工事（フレックス方式）であり、発注者が定めた全体工期内において、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。なお、事前審査型の一般競争入札の場合には入札参加者（事後審査型の場合には落札候補者）は、資格確認資料提出日に、指名競争入札の場合には落札者は、契約締結までに、様式 1 号により、工期の始期日及び終期日を通知するものとする。
- 工期の始期日の前日までの余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者を配置することを要しないほか、現場代理人は工事現場に常駐しなくてもよい。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行うてはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
- (2) 契約締結後において、工期の始期日の変更の必要が生じた場合には、監督員と協議の上、変更契約（工期の変更）を締結することにより、工期の始期日を変更することができる。
- (3) 契約締結後において、工事内容の変更がある等、特段の事情がない場合は、受注者が契約時に設定した工期の終期日の変更は行わない。
- (4) コリンズ (CORINS) に登録する技術者の従事期間は、工期（工期の始期日から終期日）とする。
- (5) 受注者は、工期の始期日の前日までに、工事に従事する技術者を決定し、「工事施工計画及び下請負人等（変更）通知書」により、発注者に通知しなければならない。

9 仮設工について

安全な施工に必要な仮設資材、経費については、監督員に事前協議のうえ、変更設計の対象とする。

10 濁水処理について

受注者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流すること。

11 工事支障木について

1 工事支障木について

土留工の施工に際し、支障木がある場合は、「支障となる理由」「立木位置」「樹種・胸高直径」を調査整理し、発注者に協議のうえ、関係地権者の了解を得てから伐採に着手すること。また、伐採本数は必要最小限となるよう努めること。なお、支障木については、受注者において伐採すること。

伐採木については、現場周辺での集積・整理を基本とするが、安全な集積・整理が困難な場合は、関係者と協議のうえ必要に応じ場外処分場へ適切に処分すること。

12 工事区域で発生 の根株について

工事区域で発生 の根株については、下流に流出しないよう可能な限り残置すること。

なお、工事区域内等で根株を安全に残置できない場合には、予め監督員に協議すること。

13 構造物の基礎地盤について

治山ダム工及び土留工の床堀の結果、基礎地盤が土砂の場合は、平板載荷試験もしくは簡易支持力測定器等を用いた地盤支持力の測定を実施すること。

なお、測定方法及び位置、点数等は、監督員と協議のうえ測定を実施すること
(簡易支持力測定器の例)

・キャスポル NETIS KK-980055-V

・エレフット NETIS SK-070010-V

14 雨量計の設置について

工事期間中は、雨量計を設置すること。

なお、「工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用」は、共通仮設費率に含まれるため、雨量計は変更設計の対象とはしない。

15 特例監理技術者について

(1) 本工事において、建設業法第26 条第3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の①～⑧(緊急工事の場合は、①～⑨)の要件を全て満たさなければならない。

①建設業法第26 条第3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。

②監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

③監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

- ④同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。))については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
- ⑤特例監理技術者が兼務できる工事は姫路農林水産振興事務所管内(姫路市、神河町、市川町及び福崎町)の工事でなければならない。
- ⑥特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- ⑦特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑧監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- 【緊急工事※の場合は下記についても要件とする。】
- ⑨特例監理技術者が兼務できる工事は、緊急工事※以外の工事でなければならない。
(※「緊急工事」とは緊急小規模等道路等維持工事(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)をいう。)
- (2) 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項①～⑧(緊急工事の場合は前項①～⑨)の事項について確認できる書類を提出すること。
- (3) 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

16 施工体制台帳について

森林土木工事共通仕様書(兵庫県農林水産部治山課)第12条に規定する「施工体制台帳及び施工体系図の監督員に提出」には、別紙様式を添付して監督員に提出しなければならない。

17 その他

- (1) 当該工事の実施にあたり疑義等が生じた場合は、その都度発注者と対応を協議すること。
- (2) 工事前資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。
- (3) 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引渡し場所等。
- (4) 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡し場所、引渡し期間等。
- (5) 国、市町、関係機関等との近接協議にかかる条件等その内容。
- (6) 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。
- (7) 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。
- (8) 特許権などの使用について
工事材料、施工方法などについて共通仕様書に定める施工計画書及び使用材料承認願を提出するにあたり、あらかじめ契約書第8条に定める特許権等について該当の有無を調査すること。
- (9) 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。
- (10) 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。
- (11) 以上、(1)から(10)の項目に該当がある場合は、監督員と協議しなければならない。

積算參考資料

本工事の積算で設定した見積単価及び特別調査単価を以下に示す。

注)本積算参考資料は、あくまで発注者が予定価格を算出する際に積算条件を参考までに示した資料であり、何ら契約上の拘束力を生じるものではない。

[illegible]

工 期 通 知 書

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県中播磨県民センター長 様

住所

商号又は名称

氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
契約予定年月日	令和 年 月 日
工期の始期日	令和 年 月 日
工 期	工期の始期日から 令和 年 月 日まで(日間)

※一般競争入札の場合には、資格確認資料提出日に、指名競争入札の場合には、契約締結までに提出すること。

※契約書には、本通知書により通知した工期(工期の始期日及び終期日)を記載する。

施工体制台帳等チェックリスト

Ver.8

工事名: 保安林総合改良事業(7H第2号)

4～14項目は(○:有り、×:無し、-:該当なし)で全て記入してください

1			2		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
番号	次	業 者 名	下請金額 (税込)	工事内容 契約日・工期(～)		施工 体系図	施工体 制台帳	再下請 通知書	契約書	作業員 名簿	内訳書	法定 福利費	社会保 険等	主任・監理 技術者	建設業 許可	労務条件 誓約書	労務条件 誓約書	竣工共
①	元請	株式会社 ○○		保安林工・保安林工・保安林工・保安林工・保安林工 R7.4.24 R6.8.28 ～ R7.4.30		○	○		○	○	○	○	○	専任	特定 R6.7	○	○	竣工共
②	1	株式会社 △△		12,760,000	保安林工・保安林工・保安林工・保安林工・保安林工 R7.4.24 R6.8.28 ～ R7.4.30				下請事項	—	○	○	○	○	非専任	特定 R6.7	○	○
③	1-1	株式会社 ◇◇	915,000/人	交通誘導警備員 R7.3.26 R6.10.1 ～ R7.4.30			下請事項	—	○	○	○	○	○	非専任	300万円未満	○	○	×
④	1-2	株式会社 □□	467,500	伐採及び搬出 R6.10.1 R6.10.1 ～ R6.10.31			下請事項	—	○	○	○	○	○	非専任	一般 R6.5	200万円以下	200万円以下	林竣工
⑤	2	×× 株式会社	360,250	コンクリート圧送 R6.10.1 R6.10.1 ～ R7.3.28			下請事項	—	○	○	○	○	○	非専任	一般 R7.3	200万円以下	200万円以下	竣工共
⑥	3	※※ 株式会社	1,122,000	舗装工 R7.3.26 R7.3.26 ～ R7.4.30			下請事項	—	○	○	○	○	○	非専任	一般 R6.10	200万円以下	200万円以下	竣工共
⑦																		
⑧																		

◎ 記載方法(次の項目)

1	1次下請1社目
2	1次下請2社目
2-1	1次下請2社目の2次下請1社目
1-2-1	1社目の2次下請2社目の3次下請1社目

管備会社、伐採業者を含む

◎ 作成、確認の環境

3～6.11	建設業法第24条の8 建設業法施行規則第14条の2 下請分は建設業法第26条の確認
6	建設業法第19条
9.10	入札のしおり 第8 及び 第12 8項
13	入札のしおり 元請は、第12 6項 下請は、指導事項1(3)
14	入札のしおり 元請は、第12 7項 下請は、指導事項1(4)

・本枠内は施工体制台帳及び法律で定められている添付が必要な書類
・元請業者は、下請負人に対し、再下請負を行う場合は再下請負通知を行わなければならない旨の通知を行い、その旨を工事現場内に提示

◎ 項目の説明(○:有り、×:無し、-:該当なし)

1	最終金額を記載(契約書から記載、消費税込み)
2	工事内容を記載(元請け分も)、下請は工期記入
3	工事作業所災害防止協議会兼施工体系図(及び工事担当技術者名簿)の有無 下請側には、元請による体系図、台帳の具への提出日(当初・変更)を記載 (上記協議会による)
4	施工体制台帳の有無
5	2次以降下請がある場合に元請への提出の有無
6	下請との契約書若しくは注文書と請書と基本契約書の有無 (注文書又は請書と基本契約書が複数枚におよぶ時は封印) 元請けは発注者との契約書の写し
7	作業員名簿の有無(全ての請負業者)
8	請負代金内訳書の有無
9	内訳書に法定福利費が明示されているか(法定福利費の内訳も明示)

※ 元請は、社会保険等加入対策に関する誓約書の提出が必要(H30.72公告以降)

10	社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)加入の有無、適用外誓約書の有無※
11	資格写真(専門技術者含む、監理技術者講習修了証の写し含む) 専任の有無(4000万円以上は専任が必要、元請は下請金額の総額4500万円以上で監理技術者を配置、) 主任技術者の雇用関係確認資料(保険証等の写し) 専門工事を下請に出さずに自社施工する場合は、専門技術者の配置が必要(主任技術者等と差許可)
12	建設業許可の添付(500万円以上必須、工事内容と許可内容のチェック、下請総額4500万円以上は 特定建設業許可) 工事期間内に建設業許可の更新がある場合は、更新分も含めて許可証写し添付
13	暴力団排除の誓約書の有無(200万円を超える場合)
14	適正な労働条件確保に関する特記事項に伴う誓約書の有無(200万円を超える場合)
15	建設系加入の有無(他の制度の確保(経通等・他制度加入証等)、未加入の場合は加入指導を行ってあれば、"-")

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

第16条 公共工事についての建設業法第24条の8第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、これらの規定「特定建設業」とあるのは「建設業者」と、同条第1項中「締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が法令で定める金額以上」とあるのは「下請契約の総額」と、(以下省略)

2 公共工事の受注者(前項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の7第1項の規定により同項に規定する施工体制台帳(以下同じ「施工体制台帳」という。)を作成しなければならないこととされているものに限り、)は、作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含、)の写しを発注者に提出しなければならない。(以下省略)